

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正（案）

1 改正の目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項に基づき、各地方公共団体が利用する「地方公共団体情報システム」（同法第2条第1項）は、標準化基準に適合するものでなければならないこととされた。このため、精神障害者福祉手帳に係る様式の一部については、県が施行細則で定める必要性がなくなったことから、施行細則から関係様式を削除するものである。

なお、標準化される第9号様式及び第27号様式は、別途作成している県精神障害者保健福祉手帳制度事務処理要領において定めるものとする。

また、施行細則第16条の規定による通知書は、県が発出する通知書であり、規則で定めることによる法的効果は行政内での内部効果のみであることから、規則で必ずしも規定しなければならないこととなっていないため、削除するものである。

2 改正の概要

改正箇所	内 容
第9号様式 第27号様式	別途事務処理要領において定めるため削除。
第10号様式	第9号様式削除による様式のズレを改正
第16条	削除

3 施行期日

公布の日から施行する。